



↑ 組合員様からいただいたスイカを入国後講習中の技能実習生に差し入れ!! スイカは母国でもよく食べるらしく、みんな大喜びでした🍉

今月のトピックス

1. 突撃! 中国の晩御飯
2. 突撃! インタビュー
3. 特定技能制度ワンポイント解説
今月のテーマ: 「特定技能 2 号」はどのような在留資格?
4. ふかぼり育成就労制度
今月のテーマ: 制度の概要
5. 先駆け! DX 塾
今月のテーマ: 無線で高速通信! Wi-Fi6 でケーブルいらず! ?
6. NEWS & TOPICS

突撃！中国の晩御飯

入国後講習中の技能実習生へ突撃晩御飯！

前回のネパールに引き続き（GOKEICLOUD 通信 Vol.4 に掲載！互敬クラウド協同組合 HP からご覧いただけます）HP はこちらから！ <https://gokeicloud.jp/gcc.html>

今回は中国出身のリーさんの晩御飯を紹介します ✨ ※技能実習生からの写真掲載許可をいただいています



今回はブロッコリーともやし中華炒めを作ります！
ごはんはお昼休みに炊いたそう。効率派ですね♡
リーさんが冷蔵庫から取り出したのは…。
なんとブロッコリーともやし！親近感！💡



解凍したブロッコリーを油でよく炒めます。
そのあともやしを投下！💧
よく火が通ったら、砂糖と唐辛子を入れます。
シンプルにこれで終了！



実家では、この料理をよく食べていたというリーさん。

お母さんから教わって、日本に来てからもよく作っているんだとか！

ほんのり甘く、ピリッと辛さが効いていて、甘辛のバランスが絶妙 ✨

ごはんが進む味付けでくせになる♡

おいしそう！撮影に協力してくれてありがとう！谢谢 ✨

突撃！インタビュー

入国後講習中の技能実習生リーさんへ突撃晩御飯！のあとはインタビュー！
組合での中国からの受入は久しぶりです。

良い機会ですので、気になることをたくさん聞いてみました！

※技能実習生からの写真掲載許可をいただいています



Q1.料理は好き？

日本の食材や調味料で工夫したことはある？

A1.料理は好きです。醤油を使ったことがあります。

Q3.一番好きな中国料理は？

A3.豚の角煮です！👍

Q2.好きな日本料理は？

A2.てんぷらが好きです。

Q4.日本の「これは変わっている！」
と思う料理や食べ物はありますか？

A4.刺身はちょっと変わっていると
おもいます。

Q5.中国料理のおすすめはある？

A5.おすすめは辣子魚（たくさんの唐辛子、花椒
を使って魚を油で炒める料理）です。

Q6.日本での生活で楽しいこと、大変なことは何ですか？

A6.友達と話すのが楽しい！日本語の勉強が大変です。
入国後講習の施設では、インドネシアの友達とよく話します。

Q7.休日はどんな風に過ごしてる？

A7.友達とスーパーに行ったり、日本語の勉強をします。
1日3時間勉強しています。

たくさん回答してくれてありがとう！

まだ19歳のリーさん。これからたくさんの事を経験して成長してね！



特定技能制度

ワンポイント解説

本日のテーマ 「特定技能 2号」はどのような在留資格？

在留資格「特定技能」には1号・2号の2種類があることをご存じでしょうか。
特定技能は人材の確保が困難となっている分野で、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れるための在留資格です。「特定技能1号」と「特定技能2号」の在留資格があり、違いは以下の表のとおりです。

項目	特定技能 1号	特定技能 2号
在留期間	最大5年	制限なし
技能水準	相当程度の知識・経験が必要 試験等で確認 ※技能実習2号修了者は免除	熟練した技能が必要 試験等で確認
日本語能力水準	○必要（N4等） ※技能実習2号修了者は免除 ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり	×不要 ※漁業及び外食業分野はN3が必要
実務経験要件	×なし	○あり ※分野によって実務経験年数は異なる
家族の帯同	×原則不可	○条件を満たせば可能 ※配偶者・子
支援	○必須	×不要
対象分野	16分野 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業	11分野 ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業 令和6年9月30日時点

Q1. 特定技能1号を経れば、自動的に特定技能2号に移行できますか？

A1. 技能水準を持っているかは、試験等によって確認されるので、特定技能1号を経れば自動的に移行できるわけではありません。

その一方で、試験等で高い技能を持っていることが確認できれば、特定技能1号を経なくても特定技能2号の在留資格を取得することができます。

Q2. 工業製品製造業分野で特定技能2号になるには、どのような要件がありますか？

A2. 試験は2つのルートがあり、いずれかの要件を満たす必要があります。

ルート①

- ・ビジネス・キャリア検定3級合格
- ・製造分野特定技能2号評価試験合格

ルート②

- ・技能検定1級合格

＋
実務経験3年以上（日本国内に拠点を持つ企業の製造業現場において）

※工業製品製造業分野の場合は実務経験年数に技能実習の期間を含む

出入国在留管理庁（特定技能外国人受入れに関する運用要領）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001440708.pdf>

出入国在留管理庁（特定技能制度に関するQ & A）

<https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/faq.html>

特定技能外国人材制度（工業製品製造業分野）ポータルサイト

<https://www.sswm.go.jp/exam/about-ssw2/>

ふかほり 育成就労制度

今月のテーマ 制度の概要

2024年6月に成立した育成就労法および改正入管法により、現行の外国人技能実習制度を廃止し、新たに育成就労制度が創設されます。育成就労制度は2027年4月1日開始を予定しています。2025年8月現在、関連法令・省令・告示等の整備が進められています。

本コーナーでは育成就労制度の解説や最新情報を随時お伝えしていきます。

※2025年8月22日時点で公表されている情報（制度設計の検討内容等）を基に作成しています。

制度改正の背景

技能実習制度は、「国際貢献」を目的としつつ、労働力確保の実態との乖離や権利保護などの課題が国内外から指摘され、国際的な批判も強まっていました。こうした中、政府は技能実習制度を廃止し、より実態に即し「人材確保」を目的とした育成就労制度へ移行することを決定しました。

制度の目的・基本方針

育成就労制度は、育成就労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的としています。

政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとして、分野別運用方針において、各分野ごとに固有要件や習得目標の技能（業務区分）等を設定します。

技能実習制度との比較

	技能実習制度	育成就労制度
目的	人材育成、国際貢献	人材育成、人材確保
期間	3年（優良団体においては最長5年）	3年（試験不合格により1年延長あり）
在留資格	技能実習1号イ、ロ 技能実習2号イ、ロ 技能実習3号イ、ロ	育成就労
従事業務	特定技能制度と不一致（職種・作業）	特定技能制度と一致（育成就労産業分野）
日本語能力要件	原則なし（介護職種のみあり）	あり
転籍	原則なし（やむを得ない事情があるを除く）	やむを得ない事情がある場合のほか、1～2年経過後に本人希望により可能
特定技能1号への移行	試験免除あり	技能試験・日本語試験（N4相当）の合格が必須
受入れ企業の呼称	実習実施者	育成就労実施者
人数枠	常勤職員数に応じた人数枠 優良な受入れ機関は人数枠拡大 （建設、介護事業所は上乘せ基準あり）	常勤職員数に応じた人数枠（技能実習と同様） 優良な受入れ機関は人数枠2倍 地方の優良な受入れ機関かつ優良な監理支援機関は人数枠3倍

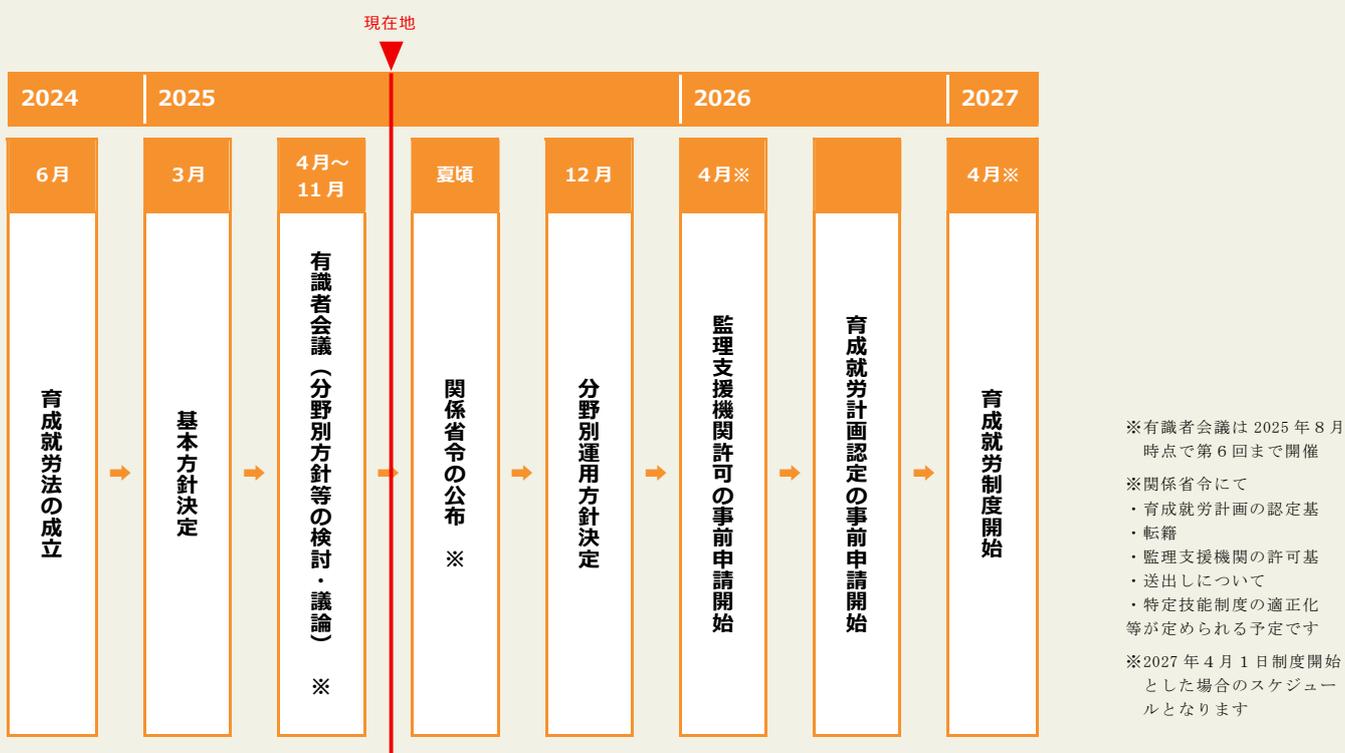
ポイント

- ◎ 就労期間は原則3年となります
- ◎ 育成就労産業分野は、特定技能産業分野と原則一致（自動車運送業分野、航空分野は対象外の見通し）
- ◎ 日本語講習の受講が義務化されます（育成就労開始までにN5相当100時間以上 / 育成就労3年間にN4目標100時間以上）
- ◎ 本人意向による転籍が容認されます
- ◎ 地方配慮施策による受入人数枠・転籍枠拡大があります

育成の流れ

就労開始までに	日本語能力 N5 相当以上の試験合格 または相当する日本語講習の受講 100 時間以上 入国後講習・入国前講習
育成就労 1 年経過時までに	技能検定基礎級等 および日本語能力 N5 相当以上の合格 ※試験不合格の場合でも育成就労継続は可能
育成就労 3 年経過時までに	N4 相当合格を目標とした日本語講習の受講 100 時間以上 技能検定 3 級等 および日本語能力 N4 相当以上の合格 ※特定技能 1 号移行に必要な試験等に不合格の場合、最大 1 年の育成就労延長が可能

制度開始までのスケジュール



ポイント

- ◎ 今後、夏頃に関係省令（制度の細かいルール）が制定され、12月に分野別の運用方針が決定します。
- ◎ 関係省令において2027年の制度開始より前に育成就労候補者の採用活動ができるよう定められる見込みで、早ければ2026年には採用面接、機構や入管への申請がスタートすることが考えられます。

先駆け！DX塾

このコーナーではDX化に関する業務効率のお役立ち情報を中心にお伝えいたします。
2025年8月の内容は・・・

無線で高速通信！Wi-Fi6でケーブルいらず！？

●そもそもWi-Fiってなに？

Wi-Fiとは、ケーブルなしでインターネットに接続できる無線通信技術のこと。

オフィスではパソコン・コピー機はもちろん、家に帰れば様々な家電など、あらゆるデバイスがWi-Fiを通じてアクセスし、操作・管理する時代になっています。
今やオフィスも家庭も、Wi-Fiなしでは成り立たなくなっています。

●Wi-Fi6ってなに？

Wi-Fiには大きく分けると世代があり、年月と共に速く、安定した通信へと進化しています。

Wi-Fi世代の登場年と進化の流れ

世代	登場年	最大速度(理論値)	※規格名
第1世代 ※呼称無し	1997年	2 Mbps	IEEE 802.11
第2世代 ※呼称無し	1999年	54 Mbps	IEEE 802.11a
第3世代 ※呼称無し	2003年	54 Mbps	IEEE 802.11g
Wi-Fi 4	2009年	600 Mbps	IEEE 802.11n
Wi-Fi 5	2013年	6.9 Gbps	IEEE 802.11ac
Wi-Fi 6	2019年	9.6 Gbps	IEEE 802.11ax
Wi-Fi 7	2024年	46 Gbps	IEEE 802.11be

※細かな周波数などは割愛

最初の第1世代は理論値が約2Mbpsほどでしたが、最近ではWi-Fi7が登場し約46Gbpsと、27年間でなんとその差はなんと約23,000倍にも進化しました。

ですが、Wi-Fi7に関してはまだ規格としては最新のため、対応端末が少ないのが現実です。
現状の機器が対応している高性能Wi-Fiは、**Wi-Fi6**が主流となっております。

●Wi-Fi6にした場合のメリットは？

- ①高速
→大容量データのダウンロードがスムーズにできる
- ②安定
- ③混雑に強い
→様々な機器を同時に多数使用してもWi-Fiが遅くならない、途切れない
オンライン会議やクラウドを使った業務が快適になる

単純に通信速度が速くなるだけでなく、安定した通信が可能となります！！

●最後に・・・

昨今色々な場所、広告でお見掛けすることも少なくないと思いますが、改めて・・・

Windows10は2025年10月14日にサポートが終了となります！

サポートが終了するとアップデートがなくなり、お使いの様々なソフトが動作しなくなる可能性や、日々進化するウイルスやマルウェアに感染する危険性が非常に高くなります。

また、性能の良いパソコン機器があっても、その性能を活かせない環境では意味がありません。
是非PCの買い替えと共にWi-Fi環境も併せて整えてみてはいかがでしょうか。
もし環境の確認やWindows11についてご相談があればお気軽に下記までご連絡ください。

互敬クラウド協同組合 DXサポート課担当(TEL:027-381-8291)

マイナンバーカード電子証明書の更新について

協会けんぽ（全国健康保険協会）の HP にマイナンバーカード電子証明書の更新に関するお知らせが掲示されました。マイナンバーカードの電子証明書には有効期限があり、期限切れ後はマイナ保険証としての利用ができなくなるため、更新手続きが必要です。

マイナ保険証の有効期限は**発行から 5 回目の誕生日まで**で、更新手続きは**その 3 か月前から**可能です。2～3 か月前には通知書が自宅に届き、有効期限の月末を過ぎても 3 か月間は引き続き利用できます。更新後は、資格確認書が事業主を通じて送付されます。

外国人住民の場合、マイナンバーカードの有効期限は**在留期間満了日まで**です。したがって、在留期限を更新した際はお住まいの役所にてマイナンバーカードの更新手続きが必要です。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r7-7/7071601/>

脱退一時金の制度改正について

2025 年 6 月 13 日に年金制度改正法が成立しました。（4 年以内に実施予定）これにより、外国籍の方が日本の公的年金制度から離れる際に申請できる「脱退一時金」についての制度が一部変更となります。

◆主なポイント

- **支給対象期間の拡大**：脱退一時金の対象期間がこれまでの「加入 5 年以内」から「8 年以内」に拡大され、支給額が上限額まで増加する可能性があります。
- **再入国許可との関係**：再入国許可を持った状態で出国する場合、脱退一時金の請求は原則不可となり、手続きの条件が厳しくなりました。
- **手続きの簡素化**：提出が必要な書類が見直され、従来よりも効率的なプロセスが導入されています。
- **課税ルール**：脱退一時金のうち厚生年金部分は所得税が適用されるため、税務関連の手続きが必要になる場合があります。

具体的な手続きや詳細については厚生労働省の公式 HP をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

進む DX Wi-Fi の導入/高速化で業務課題を解決

互敬クラウド協同組合では、バッファロー製 Wi-Fi 6 対応機器を活用した、組合員向け高速・安定ネットワーク構築を支援しています。

導入前の無料相談・現地調査で現在のネット環境の診断や最適な機器選定と構成をご提案いたします。

製品ラインナップ等はこちら

<https://gokeicloud.jp/gokei/wp-content/uploads/dc3b0cd33c7740259f7c826afc895ab2.pdf>

お問い合わせは DX サポート課まで (TEL: 027-381-8291)
お気軽にご相談ください。